

島根県介護人材資質向上支援事業補助金交付要綱

(通 則)

第1条 県の交付する介護人材資質向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、地域医療介護総合確保基金を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、県内の介護サービス施設・事業所において介護サービスに従事する者及び県内における介護予防推進の担い手となる者（以下「県内介護従事者等」という。）の資質向上及びその定着を図ることにより、もって老人福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助金の対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、県内介護従事者等の資質向上を図るために実施する研修事業であって、別表1に掲げるものとする。

(事業実施主体)

第4条 前条の事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、介護サービス施設・事業所で構成される全県的な団体又は全県的な職能団体であって、別表2に掲げるものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表1の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める対象経費の実支出額（寄付金その他の収入があった場合にはそれらを控除した額）に2/3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）と、100万円とを比較して少ない額とする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付申請は、別紙様式第1による交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除き、事業を中止し、又

は廃止した場合には、交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合がある。
(4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第2により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

(5) 事業に係る収入及び支出が判る証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（変更等の申請）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、別紙様式第4による請求書を知事に提出しなければならない。

（事業実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日、又は交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第5による実績報告書に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

別表 1

1 事業区分	2 対象経費
1 県内の介護サービス施設・事業所で介護サービスに従事する者（3年以上の実務経験を有する者に限る。）を対象に、中堅職員としてのキャリアアップを図ることを主たる目的として行う研修	施設使用料（冷暖房費、備品使用料等含む）、介護機器賃借料、謝金、交通費（費用弁償）、通信費、運搬費、資料代、その他知事が必要と認める経費 ^{※1}
2 県内の作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士を対象に、介護予防推進の指導者を育成することを主たる目的として行う研修（実施主体が別表2のカ〜クであるものに限る。）	

※1 研修の企画運営に係る補助事業実施団体の職員人件費は補助対象外とする。

別表 2

- ア 島根県老人福祉施設協議会
- イ 島根県老人保健施設協会
- ウ しまね小規模ケア連絡会
- エ 島根県介護福祉士会
- オ 島根県看護協会
- カ 島根県作業療法士会
- キ 島根県理学療法士会
- ク 島根県言語聴覚士会
- ケ その他上記に類する団体として知事が認めるもの